

令和3年度第10回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年1月11日（火）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和4年1月11日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 土山 秋吉	3番 杉本 和明
4番 徳永 章	6番 石井 裕	7番 嶋田 正忠
8番 宮本 静子	9番 木山 倫彦	10番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

5番 中嶋 英徳

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	大賀 留美
農林水産課	課長補佐	鈴木 康博

## 10. 提出議案

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第36号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第37号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更  
に係る意見聴取について

その他

事務局… 起立、礼。着席。

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。ただいまから令和3年度第10回長洲町農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いいたします。

濱北会長… 皆さん、明けましておめでとうございます。

昨年と一昨年と続けてコロナ禍の中での夏の暑い中、農地調査やら、それから日頃の農地、総会の現地確認、それと普通の農地の遊休農地の確認やら、いろいろと1年間お世話になりました。また今年もよろしくお願ひをしたいと思います。本当にありがとうございました。

昨年の暮れには、もうコロナの終息はもう目の前にあつとかなというような感じで終わったように思いますが、正月明けてからの何ですか、新しいオミクロンというんですか、オミクロンが急激に猛威を振るって、今どうにもならないような状況になっておるところでございます。熊本県の知事も、これは第6波だということを申し上げておりましたが、まさにそのような感じでございます。また、昨日ですかね、玉名に1人、近いところでは玉名、和水町に1人出てきております。まだ長洲はまだ来てないようですけど、今後も皆さんもますます注意、それから用心をして頑張っていきたいというふうに思います。

今日は、令和3年度第10回の定例会総会でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局… ありがとうございました。本日の欠席委員を御報告いたします。5番 中嶋委員より欠席の届の連絡がっております。

本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

濱北会長… それでは、議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第17号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第36号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第37号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る

意見聴取について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、10番増岡委員、2番土山委員にお願いをいたします。

早速議事に入ります。1ページです。

報告第17号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局… 報告第17号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号25番から29番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

以上で報告第17号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、報告第17号を終わります。

次に進みます。3ページです。

議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局… 議案第34号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の3ページから8ページ、受付番号38番と39番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の1ページから4ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、受付番号38番が譲渡による所有権移転、受付番号39番が使用貸借権設定となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積1,127㎡、農作業歴20年の経験があり、

1人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するとのことです。

機械の保有状況でございますが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台をリースされるとのことです。

通作距離につきましては、自宅から徒歩で2分程度とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業し、農業の維持発展に関する話合いや活動へ参加及び地域での取決めに遵守協力し、地域の定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるとのことです。

取得後の下限面積要件につきましては3,749㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。

以上、受付番号38番、39番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の4番 徳永委員にお願いいたします。

徳永委員… 4番 徳永です。ただいま事務局から説明がございましたとおり、耕作者が替わるということで、譲受人も現在もずっと作っておられますけれど、非常にまじめな方でございます。何ら問題ないと思われます。審議よろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の木原推進委員に御意見を伺います。

木原推進委員… ただいま徳永さんのほうから話がありましたように、今まではほかの認定農家の方に貸しておられたんですけども、同じ兄弟で作るといことで、今も作っておられますので、面積が少し増える程度で農作物のあれには特段支障はないと思えますので、よろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。事務局と農業委員、それから担当推進委員より説明がありました。この件について何か御意見等がありますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をいたします。議案第34号、受付番号38番、39番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号38番、39番は、原案のとおり決定し、許可証を交付いたします。

次に進みます。9ページ、受付番号40番です。

事務局より説明をしてください。

事務局… 議案書の9ページから10ページ、受付番号40番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の5ページから6ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積7万1,105㎡、農作業歴9年の経験があり、1人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するとのことでした。

機械の保有状況でございますが、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台、営農トラック2台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で10分程度とのことでした。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業し、農業の維持発展に関する話合いや活動へ参加及び地域での取決めに遵守協力し、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるとのことです。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は7万1,430㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。

以上、受付番号40番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の5番中嶋委員にお願いいたしますところですが、今日は急用で休んでおられますので、事務局のほうから。

事務局… 事務局のほうから、中嶋委員から伝言を預かっております。読み上げます。

現地は、旧二神愛国堂の東隣で、国道501号線に面している場所となります。現在は誰も耕作しておらず、説明資料の写真にあるように雑草が生い茂っており、農地に入る間口もないため、今後そのほかの耕作者が耕作

される見込みはないと思われます。今後は雑草等の管理をしっかりしていただければ、環境的にもよくなると思われますので、何ら問題ないかと思ひます。御審議のほどよろしくお願ひしませうということです。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺ひませう。

中村推進委員… 今言われたとおりになすけども、ちょっと引っかかるころがありまして、今後も全ての農地を利用するということがずっと書かれてませうけど、荒れ地が大変多くなつてませう。平原の地区はそういうころがありませうので、その辺のほうもちょっと審議して言つていただきたひと思ひませう。

濱北会長… 本当ですな。なんか今も私たまに見に行くんですけど、作りやすかところの麦は植えてあるところもあるんですな。ただ、荒れとるところが多いですな、確かに。その辺はやっぱり言わんな、地道にな。

事務局… 事務局のほうから、管理をしていただくようにちょっとお願ひしたいと思ひませう。

濱北会長… 事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありましたけど、ほかに何か御意見はございませうか。今のことははっきり持主に話をさせませうから。

中村推進委員… よろしくお願ひしときませう。

濱北会長… 何かほかに問題ないですか。意見ないですか。

徳永委員… ちょっとよかですかね。

濱北会長… はい。

徳永委員… 確かにここはもう、現地はもう、これはAからBランクに入つて、荒廢農地ごたある感じだけど、譲受人がずっと買われよらっしゃるけど、なんかもう、1人じゃしきらしやれんとやなかろうか、あんまり多かど。よかところだけ人に頼んで、どがん場所がよかつたっちゃ、これは耕作せんで買うたんなら、ずっと荒れていくばかりじゃなかですかね。

濱北会長… 確かに麦ば作つてあるところもあるとですけど。

徳永委員… もう、借らんもんな。荒れてから麦ば作つてくれち言うたっちゃ、誰も借らんですよ。

濱北会長… ちょっと面積が広過ぎるけんな。そして あがんとは、1人で耕作をしようちゅうとがな、7町も持つとつてな。その辺は持主に強く意見いたひませう。

ほかになければ、採決をしていいですか。

はい の声有

濱北会長… 議案第34号、受付番号40番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号40番は、原案のとおり決定し、許可証を交付いたします。

次に進みます。11ページです。

議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局… 議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の11ページから14ページ、受付番号16番です。

すみません、説明に入ります前に、今回の本申請につきまして、令和3年12月24日に受付をしておりますけれども、受付後の令和4年1月2日に申請人である譲渡人の方のほうで死亡されております。県に確認しましたところ、御遺族の承継者が確定していれば、本申請は有効ということでしたので、確認した結果、奥様が本申請の承継者になるということですので、このまま議題として進めさせていただきます。

それじゃあ、説明に入ります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は旧ひまわり幼稚園の南側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の7ページから9ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には、原則として許可できることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査終了通知が事業費と同額のため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和4年3月1日より着工予定、令和4年5月31日完成予定であり、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましては、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出、崩壊がないよう慎重に施工することのことです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応することのことです。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水ますを12か所設置し、側溝に放流することのことです。

以上、受付番号16番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員10番の増岡委員にお願いいたします。

増岡委員… 10番増岡が説明いたします。この物件は周りは皆、住宅地であって、地図は14ページを見ていただくと、ほとんど古城の住宅地の一角ですね。当初から住宅地として売り出されたのかもしれませんが、この譲渡人の方が足を悪くされて、農業をされてないので、ちょっと気にはなっていたんですけど、現状はそのまま上の写真のとおりですね。

数年前にこの南側のほうのところで、住宅が売れたところが車庫がないのでって言うんで、一部、譲渡人の土地であったものを、幅1mちょっと……、かなり切ってから売って、その南側のところはもうブロック塀で止めてきれいにして、その左側の住宅の方はその側溝に渡すあれをせんと駐車場ができないと言うんで、そういうことでそのときにも私が立ち会った記憶がありました。

そして今度行ってみますと、ここ側溝なんですよね。そこからちょっと幅が広くって、行くにしても車を入れるところがないので、生前、譲渡人の方がこのブロックで土留め、あのまましてたらちょっともう側溝に流れるということで、新しかったんですね。これは普通だったらね、形状変更って言うんで出さなきゃいけないけれども、もう本人さんはそういう知識もないだろうし、体が弱ってあったので知らなかったかと思いますが、そしてこの渡すところもコンクリで車が通るように、この右下のほうの東側から撮影したところを見ますと、そういうふうになっていました。

またなお、もう一つ向こうのところがあれは西側になりますかね、そこも境界線のところで隣のブロック塀はついていたんですけど、それが倒れたらいけないかなというんで、そのブロック塀のところ、ずっとそれをブロックでついてはりました。そうしないと売れないんでしょうね。もう条件的にここだけ残ってたんですね、古城のところでは。

本人はもう農業をやめたから、草だけ取りよったんでしようけど、足が悪いっていうことで手つかずということで、私も正月2日に亡くなられたって新聞で知りましてびっくりしましたが、本来ならばここで始末書を書いてもらわなきゃいけない物件になるかと思うんですけど、譲渡人がもう亡くなられたと、そういうことでどんなかなと思って致し方ないかなと思っております。審議のほどよろしくお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、推進委員の平木推進委員に意見を伺います。

平木推進委員… 増岡さんが言われたとおりで、ちょっと個人的なあれは私としては知りませんが、ここはちょっと気になるのが、ちょっと教えてほしいんですけど、計画面積、抱き合わせちゅうことで、非農家ちゅうことで500㎡と書いてありますが、私どもが聞いているのは150とか200ぐらいまではいいとかいうような話を若干聞いたんですけども、その点について教えてほしいのが一つと、盛土整地に当たっては、云々かんぬん、施工することとしますと書いてありますが、実際問題として、去年からの右側のブロックを、この写真には写ってませんが、面積的には左側にもブロックがあるんですよ。面積は見た目より物すごく大きいんです。その点はどういう判断を、これが整地、施工されているのに当たるか当たらないか、私としてはその辺、どうも前からこれはしてあるんじゃないかというような、明確にこれについては基礎とかあれはしてないんで、どこまでを造成、整地、許可が必要なのかという点をちょっとお聞きしたいなと思っておりますので。

以上です。

事務局… まず1点目の私が御説明を差し上げた500㎡というのは、熊本県の基準で非農家住宅はおおむね500㎡という基準がございます。ですので、それ未満ですと許可が下りるということです。

二つ目ですが、私も現地を見に行きまして、真新しいブロック、本当ですと、結局は土留めですので、事前に形状変更のほうを出していただく必

要があったかなというふうには思っております。ただ今回は、譲渡人の方はもう亡くなられているので、ちょっとそこら辺のところの手續や始末書をいただくのはちょっと不可能かなというふうに思っております。

以上です。

濱北会長… いいですか、平木委員。

平木推進委員… ちょっとお聞きしたいんですけども、農業委員会そのものについてですね。今までは たびたびありましたけども、始末書を書いたらオーケーというような判断で長洲町は通していくということでもいいんですかね。

濱北会長… 私、県の審議委員をしておいて、普通、県の審議委員も始末書を出せば許可するという解釈のようです。

平木推進委員… その始末書の内容はどんな内容でも始末書を書いたらいいちゅうことでもいいんですか。というのが、何も審議しなくていいんじゃないかというような気がしてきて、なんかよう分からないんですよ。私も勉強不足であれなんですけども、非農家そのものの意味もはっきり言って申し訳ない。私どもがつくったら駄目なんですかね。要は500㎡以下であれば誰でもいいよというお話と、造成してでも後で始末書を書いたらいいという話で判断しとっていいんですか。

というのが、ここも不動産屋が入られてやられてたので、御存じだったとは思うんですよね、あんまりしたらいかんというのは。その辺がどうも今後のことも含めて、私もよう意味が分からないんですが。

事務局… 今回は、ちょっと後で削除しますが、不動産屋さんで仲介されてる方がいるんですけど、工事の施工はもう持主自体がされたということで、不動産屋さんにはタッチしてなかったということだったんですよ。同時に行政書士もされてますんで、申請の際はその不動産さんが申請を出してこられたんですけど、その土留めのブロックも事前にこの譲渡人の方が施工されてたということだったです。

平木推進委員… 本人にね、売買したけども、本来であれば、これは後で造らな駄目よとか、そういうことを言ってもらえればよかったやろうし、私、思うんですけども、広報か何かでね、造成したら駄目よ、早めにしたら駄目よとか、みんなに通知か何かしとかんと、いつまでたっても堂々巡りのようなやり取りちゅうか、僕らだけの中であってさ、あほうみたいな話やん。造った本人は始末書1枚で終わりますって。その辺をちょっと考える必要

があるんじゃないかなと思うんですけどね。

事務局… じゃあ、広報のほうと、あと不動産屋さんが最近やっぱり問題になっていると思いますので、不動産屋さんのほうにちょっと一つ文書でもまたお願いする形で、事前着工は駄目ですよといったところを記載して文書を出したいと思います。

濱北会長… 始末書の件ですけど、県のほうは始末書を何回出しても、始末書自体があれば通ります。ただ、あとは地方で、長洲は長洲、荒尾なら荒尾、そこを通すか通さんかの問題だけであって、県のほうに行けば県は必ず通っていきます。始末書がついとれば。

平木推進委員… 結局、この農業委員会の議決ちゅうとが、そのまま100%ちゅうことでしょう。

濱北会長… そう、そうです。

増岡委員… ちょっといいですか。

濱北会長… はい。

増岡委員… 言い出しっぺ、何か月前かに私が言ったことで皆さんが気をつけるようになられたですけど、基本的には農業委員は農家の味方ということで私はそう思っております。だから、農家の方がそういうふうなことを知らずに、昔の人が何十年も前の分で不備があって、始末書を書くっていうのは、そんなに目くじらを立てることではないかと思うんですけど、一番許せないのが悪質な事なんですよ。もう土地転がしで、とてもそういうことに私は疑問を感じます。

だから、今回の場合なんかは農家で仕方がないのかなというんで、そういうふうな温情で始末書を書いてオーケーという、県のほうはそういうふうな姿勢だと思うんですよ。だから、もう何回も何回もして、悪質な不動産、建設業者が繰り返す場合は、そういう県知事名で現状復帰ということがあり得るということを聞いておりました。

だから、そういう意味で私たちはやはり目を光らせていきたいと思うし、また今、今度ね、いい意見が出たので、そのように不動産の方に文書を書いて気をつけていただくように、そういうふうに取り決めがあるんだよということを出すと、やはり私たちもこういうふうには堂々巡りみたいなことがないかなと思います。よろしく願いいたします。

濱北会長… ほかに何か御意見ございませんか。 ないですか。なければ、採決していいですか。

はい の声有

濱北会長… 議案第35号、受付番号16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第35号、受付番号16番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。15ページです。

議案第36号、「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局… 議案第36号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、16ページが総括表となり、2021年の期間ごとの総括になります。17ページが今回の借手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。詳細につきましては18ページから22ページ、賃借権2件、6筆、6,394㎡、期間借地2件、2筆、1,540㎡、使用貸借権1件、1筆、1,122㎡、所有権移転1件、1筆、1,107㎡となっております。

簡単ですけど、以上、議案第36号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんか。 ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第36号は原案のとおり決定をいたします。

続きまして、23ページ、今日の最後です。

議案第37号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局… 議案第37号、長洲町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴い、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により

意見を求められたので、次のとおり提出するものです。

長洲町で策定しております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更を農林水産課で行っております。基本構想を変更する際には、農業委員会に意見を聞くこととなっております。変更などの説明につきましては、農林水産課、鈴木課長補佐より御説明をお願いいたします。

農林水産課… 皆さん、こんにちは。農林水産課の鈴木といいます。

前回、事前に説明しておりましたとおり、今回の農業委員会の議案として、こちら農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取についてを出させていただいております。

前回、若干説明しましたが、改めて説明しまして進めさせていただくので、よろしくをお願いいたします。着座にて説明いたします。

まず、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想とは、この基本的な構想を基に、県、町もいろいろな農業生産をしていくという今後の農業振興の大きな方向性を示すもので指針となるものです。これはおおむね5年前に10年を見通して定めることとしておりまして、近年の状況を申し上げますと、平成26年に1年の見直し、平成28年に全体の見直しをかけております。

今回の変更につきましては、令和3年2月に熊本県の職業農業基本計画の見直しが行われたことから、令和3年8月に熊本県の基本方針の見直しが行われています。このため、この変更を受けて町の基本構想を変更するものです。また、基本構想を変更する際は、農業委員会及び農協のほうに意見を聞くということになっております。このため今回議案として上げるものです。

今後、皆様からの意見の同意を得まして、農協でありますJA玉名からも同意をいただき、2月に県の法定協議に入りまして、3月に報告、施行というのが流れになります。

それでは、変更の内容について今から説明させていただきますけれども、前回の農業委員会時に変更箇所を二重消しで記載した案のほうを配付しております。これを御確認していただいていると思われまので、細かい文言等は省きまして、主要なところだけ簡単に説明させていただきたいと思っております。

その前に、最初に資料のほうを説明させていただきます。

まず、農業委員会の議案に記載されている、23ページに記載されている

案の発案ですけれども、これは完全に変更した後の原文を修正した、各文言等を二重消しで修正後の文言を記した最終的にご案内する案になります。

続きまして、資料1から3まで配付してはいますが、資料1は前回配付しました修正箇所を二重消しで記載した案です。前回の資料で配付していた分になります。

続きまして、資料2、こちらは修正箇所を抜粋して、赤書きの箇所で簡単に説明した概要になります。

続きまして、資料3は新旧対照表、修正した箇所を新旧で表にした表になります。

主に資料2の概要で説明いたしますが、前回話した資料1なんですけども、若干県のほうから指摘があり、2か所ほど修正された箇所がありますので、まずそこから説明させていただきます。

まず、資料1になりますけれども、3ページの真ん中辺りに赤書きで、前回「1経営体当たりおおむね600万以上、主たる従事者当たり300万以上」の文言を入れている箇所なんですけれども、この文言の前後を入れ替えています。「主たる従事者300万円以上で、1経営体当たり600万円以上」ということで、この300万と600万の箇所を全部入れ替えております。そこが前回配付した資料と変わっているところになりまして、これは後ほどまた理由については説明させていただきます。

続きまして2か所目なんですけど、資料1の9ページ、ここの表の下のほうに「注1」という言葉があるんですけれども、ここが前回二重消しでしてなかったんですけれども、この注1の「経営体とは」というところの文言なんですけれども、ここの部分がこちら経営体について説明してはいますが、この経営体に該当する箇所がないので、この部分を全体を二重消しで削除ということで処理しております。それ以外は細かい文言等の修正になりますので、ほぼ変わってないような状況になります。

以上が前回配付した箇所からの変更箇所になります。

それでは、全体の変更に関しまして、資料2に沿って説明させていただきます。また何度も申し上げますけれども、説明に関しましては細かい文言等のほうは省きまして、主な4点のみ主要な変更箇所がありますので、そちらを説明させていただきます。

まず、1点目、資料2ページの一番ですね、中盤辺りに書いてあるところなんですけれども、効率的かつ安定的な農業経営の目標についてになり

ます。

こちらのほうは簡単に説明すると、この主たる従事者1人当たり300万以上、1経営体当たり600万以上が、認定農業者の基準の目標所得になりますので、認定農業者になる場合はこれを満たさないと出来ないというような指標になります。前回から変更になっているところが、前は年間所得1経営体当たりおおむね300万以上、主たる従事者1人当たりおおむね315万以上としておりましたけれども、こちらを主たる従事者1人当たり300万以上、1経営体当たり600万以上としております。

計算方法のほうは円い括弧の中で記載しておりますけれども、まず今回の変更で県の指標があるんですけれども、県のほうの指標では個人・法人含めて主たる従事者1人当たりおおむね400万以上に統一されております。法人、その他個人等のそういうくくりはなくなって、要は、認定農業者の目標基準となる所得が主たる従事者1人当たりおおむね400万以上と一つに統一されています。この基準を基に統計資料より県と町の比率を計算して算出して、最終的に長洲町は、そこ計算ちょっと載っていますけれども、最終的に1人当たりの農業所得を300万以上としています。

また、この注意点といたしまして、今回の変更によりまして、例えば1経営体当たりは一体どれぐらいの所得になるのかということになるんですけれども、これは県の場合は、あくまでも1経営体当たり、主たる従事者が基準になるので、例えば1経営体に2人とか3人いた場合は、400万掛け人数となってきますので、主たる従事者が2人いた場合は800万、仮に3人いた場合は全体の農業所得は1,200万になるという計算になります。

ただ、これを当てはめた場合、とてもこの所得に届くような経営規模だと、かなり大規模にしないとなかなかクリアできない要件になっておりますので、長洲町では説明資料2の括弧の上段、1経営体当たりの農業所得ということで、県は主たる従事者1人当たりの農業所得のみで統一されておりますけれども、長洲町では1経営体当たりの指針を明確にするため、1経営体当たりの農業については、前はおおむね630万以上で計算しておりますので、こちらのほうを勘案しまして、従事者2名分、大体1経営体当たり600万以上ですということ、長洲町はこれでいくということ、掲げております。県に確認しまして、1経営体当たりについての明記は各市町村で判断しますということでしたので、特に県の基準に従って人数で決めなくてもいいということでしたので、長洲町は1経営体当たり600

万以上でいくということで、こちらにしています。

また、主な基準があくまでも主たる従事者1人当たりの農業所得300万以上としているので、文言的に一番最初に主たる従事者1人当たり300万以上としておりまして、1経営体当たり600万以上に関しましては文章の後半に持ってきて表記しているということで、そこを変えているところがあります。

続きまして、2点目なんですけれども、概要の2ページになります。

下のほう、中段左下の(2)のモデル経営類型というところがあるんですけれども、こちらのほうは長洲町の現状に合わせまして、追加及び削除しております。ちょっと資料が飛んで申し訳ないんですけれども、資料1ですと、6ページから赤い部分が追加されている事業体になります。経営類型になります。

家族経営の類型について3事業追加、法人経営については4事業追加して1事業削除しております。これは長洲町の現在の個人・法人の認定農業者が行っている経営類型を追加で記載しております。そちらに書かれている、例えば丸とまと等、また、認定農業者の方にナスビを作ってもらっている方がいますので、ナスの経営類型を追加したり、実際、法人でいろいろ経営されている類型を8ページで追加しているような形になります。

続きまして、3点目は資料2の3ページになります。その一番上のほうに効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標について、面積シェアを70%から80%、目標年次を平成32年から令和11年としております。この面積のシェアというのは、認定農業者が集積する町の農用地の割合の目標になりますので、重要な目標になります。

また、目標値の根拠につきましては、こちら下のほうに書いてありますけれども、面積シェアについては、こちら国が掲げている目標が全体の8割ということで掲げておりますので、そちらを目標にして、目標年次に関しては、県の計画に合わせて設定してくださいという県からの指摘がありますので、県の指標により、県の計画と合わせて、県の計画と同様の令和11年に設定しております。

最後に4点目なんですけれども、同じく資料2の3ページの下のほうになりますけれども、第4から下のほうにいろいろ文言が出ていると思いますけれども、全体において農地利用集積円滑化事業及び団体に関しての文言を削除しておりまして、農地中間管理事業の項目を追加しております。

これは法律が改正されまして、令和2年4月1日をもちまして、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ統合されたことにより事業が廃止されたため、文言等の削除及び追加を行っているところです。

以上が主な変更の4点になります。その他資料等に細かい文言等の変更部分を記載しておりますが、これは県が一部見直したところに準じて見直しをしたところや、事業体の流れが変わったり、関係法律が改正されたことにより細かい文言等の修正を行っております。

簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。以上になります。

濱北会長… ありがとうございます。今、農林水産課より説明がありましたけど、この件について何か質問等はございますか。何か質問等はないですか。

増岡委員… ちょっといいですか。

濱北会長… はい。

増岡委員… もう分からんから聞きますけど、ばあっと見てね、1人当たり300万円以上っていうのがね、実際ね、農家の方の所得、こんだけ出てるのかどうかですよ。ここの最後の表を見たらね、200万円以下が多いじゃないですか、100万……。なんかね、こういう少ないところで300万って目標は高いほうがいいんでしょうけど、これで決まってるからそれでいいですけど、ちょっとどんなふうにしたら農家の方がもうかるのか。ちょっと難しい、資材も高くなってるしね、異常気象だしね、ちょっとそこら辺り、なんか所得が増えるようにせんと、これは書面だけの絵に描いた餅みたいな感じ、300万円以上、本当に果たしてできるのかなって、まあ高いほうがよろしいんでしょうけど、ちょっと疑問を感じております。すいません。

嶋田委員… 質問いいですか。

濱北会長… はい、どうぞ。

嶋田委員… 7番 嶋田です。資料2の一番最後に、広域個人別の市町村の所得を書いてある表がありますよね。ちょっと関係ないんですけど、県南の五木村の個人の所得がかなり高いもので、何でこういうふうにして所得が高いのかなと思ひまして。村で工業っていうのはあんましなかつたら、農業、林業でこれだけ上げようかなと思ひまして、どうかなと思ひまして、何かヒントがここであれば、長洲町の農業経営のほうに生かせるかなと思ひましてですね。

平木推進委員… 山間部のほうが高かですよ。

嶋田委員… そうです。

平木推進委員… 山間部が高かちゅうことは、あんまり使わんげやないですか。

経費が要らんからね、所得だけでね。

濱北会長… どがんですか、今の質問は。

農林水産課… こちらは、完全には町・村・市の1人当たりの全体を含めた、だから農業に特化したわけじゃないです。

嶋田委員… 含めとっとやろ、これは。

平木推進委員… 平均だろうけん。

農林水産課… ただ、一概になぜかというのと、なかなかこれでは難しいと思うんですけども、人口が少ないとか……。

土山委員… 農業所得と会社の所得を合算したやつでしょう。

嶋田委員… すみません、教えてほしいんですけど、この中に入っている人ね、何反ぐらいの人とか、どのくらいを農家ちゅうか。

農林水産課… どの分でしょうか。

嶋田委員… 少なくとも私は入ってるんでしょうか。

農林水産課… 経営類型ということでしょうか。

嶋田委員… ここに農家として認められている、平均というか、どのくらいの人か農家。

農林水産課… 自己所有で3反……。

平木推進委員… 3反とかていう、レベルじゃなかる？。

農林水産課… この300万というのは、あくまでも認定農業者の基準になりますので、もし認定農業者に認定をしていただこうと思うなら、この年間所得300万以上、この経営類型に恐らくこれぐらいの規模で行わないと認定農業者に認定できないという基準で、長洲町の中心的な農家の基準を示したものになります。

嶋田委員… 今現在が農業所得300万以上なからんといかん、それとも5年後に300万以上達成すればいいという基準なんですか。

農林水産課… もし認定農業者になる場合は、5年先の目標をこの基準、300万以上にしていく必要があります。

嶋田委員… スタートはゼロでもいいわけ。

農林水産課… スタートがゼロだと、それだと新規認定から入っていくようになります。

徳永委員… ゼロなら認定農業者になられんでしょう。

農林水産課… まだ無理です。まず農家になって、ある程度経営が軌道に乗って、認定農業者になっているいろんな特典がついて、利点とかありますので。

濱北会長… 長洲町は300万って、前は600万じゃなかったですか。

農林水産課… それは1経営体当たりです。

濱北会長… ああ、1経営体当たり、ごめんなさい。

徳永委員… 1経営体、2人おるとこ3人おるとことあるでしょうが、2人おるところは200万ということですか、1人。

農林水産課… これだと1人なら300万です。2人いたら600万以上ですので、もしこれが3人いても600万、1経営体当たりで判断しますので。ただ、県の考え方だとこれじゃなくて、3人いたら県の基準が400万なので1,200万になるという考えなので、それだととても認定できないので、長洲町は長洲町で独自の基準として1経営体当たり600万として設定しているものになりますので。

嶋田委員… これは専業農家だけの平均、それとも兼業も入れたところの平均、それをちょっと聞きたいんですけど。勉強のために教えてほしい。

農林水産課… これはあくまでも認定農業者の基準になってくるかと思います。

徳永委員… 認定農業者ちゅうとは、専業じゃなかといかんでしょう。

農林水産課… はい、専業になってくるかと。

嶋田委員… 専業だけ。

農林水産課… この300万の基準はですよ、あくまで。

嶋田委員… 基準、これ所得って書いてある。

農林水産課… 農業所得ですね。

嶋田委員… だから、農家だけやっている人もずっと平均を取ってやりますよということ。

農林水産課… 農家の方の大体……、この表ですか。

濱北会長… 今、平木委員が言うたね、最後の……。

農林水産課… これは全部です。兼業農業、その他、全部です。失礼しました。

濱北会長… これは所得やけん、だけん、認定農業者とここがちょっと違うと。

農林水産課… 違います。ここはもう完全に指標となる数値になります。

増岡委員… 認定農業者になろうと思ったら、大変努力しなきゃできないということですね、普通に考えたら。

嶋田委員… ちなみに、一番上はどのくらいあるわけ。

農林水産課… 一番上ですか。

嶋田委員… 発表してもらえるのであれば、大体。

農林水産課… 一番上はちょっと……。

濱北会長… 名前は言わんでよかけんが、どのくらい。

農林水産課… すみません、ちょっと分からないです。1 経営体当たり、大体平均は600万ぐらいでいけば認定農業者には……。

濱北会長… 何かほかにないですか。意見はありませんか。

嶋田委員… ちょっと一つよかかな。

濱北会長… はい、どうぞ。

土山委員… さっきの平木さんの発言に関係するとばってん、議決権のあった農業委員の10人、このうちの会長は議決権はあれやけど、例えばオーケーか駄目かが5対4になった場合、そのときは会長の決定も入るとかな。

濱北会長… 会長は手を挙げられんけんですね。だけんが10名で。

嶋田委員… 手を挙げられんと。

濱北会長… だけんが10名で。

土山委員… 10名して、ずっと手を挙げられんわけたいね。なら、5対5になるちゅうことはなかわけですね。

濱北会長… なかですね。

土山委員… なら、5対4になったら、もう賛成が5なら賛成多数になるわけですね。逆の場合は もう1票差で不採用になるわけたいね。そのときはちょっと事務局が申請したものに気の毒かばってん、通らんやったって言わないけん。

濱北会長… 議長ちゅうとは手ば挙げられんけん。

土山委員… 今までそういうケースはなかじゃろうね、ほとんど。

濱北会長… 農業経営基盤の件について、何かほかに質問なければ終わっていいですか。

はい の声有

濱北会長… それでは、意見なしという事で、議案第37号は意見なしということで通知をいたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆さんから、その他の意見で何かございませんか。

徳永委員… この会議に出るといふか、一応報酬があるでしょう。1年分のあれって出るとですか。

事務局… 源泉みたいなやつですか。

徳永委員… そうです。

事務局… 報酬の分は出ます。

徳永委員… 税金の申告のときに出さなんどけんが。

濱北会長… 源泉徴収は全部手続しますから。

事務局… はい、個人に行きます。

徳永委員… 送ってもらえるとですか。

濱北会長… 1月の中か1月の末頃かな、毎年来るとが、全部に行きます、源泉徴収が。

徳永委員… そうですか。分かりました。

濱北会長… そのほかに何かないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、事務局のほうから連絡事項をお願いします。

- 1 活動日誌の提出について
- 2 次回の定例会について
- 3 個人情報等の取扱について

濱北会長… それでは、これをもちまして、令和3年度第10回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

事務局… 起立。礼。

閉会（終了 午前11時8分）